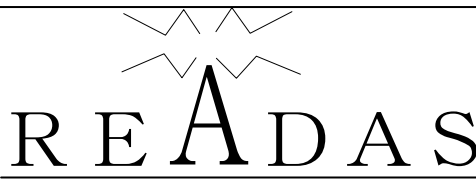


第 5269 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2015年)平成27年 7月16日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 教育資金の一括贈与の非課税

**Q**：教育資金の一括贈与の非課税には、1,500万円まで非課税になるものと、500万円まで非課税になるものがあるそうですが、どのようになっているのですか？

**A**：学校等に支払うものは1,500万円、学校等以外に支払うものは500万円となります。

### 【解説】

この制度は、両親や祖父母等から子・孫に教育資金を一括して贈与した場合に、子・孫毎に1,500万円までを非課税（学校等以外の者に支払われる金額は500万円を限度）とするもので、平成25年4月1日からの贈与について適用されています。

1,500万円までの非課税は、学校等に支払われるものが該当し、500万円までの非課税は学校等以外に支払われるものが該当します。

500万円の非課税枠には次のような費用が対象となります。

- ①塾や習い事など、学校等以外の者に支払われる費用
  - ・月謝、謝礼、入会金、参加費などとして支払う費用や、施設使用料。
  - ・教育活動で使用する物品の費用。指導を行う者の名で領収書が出るものに限られます。
- ②①以外に支払われるもの
  - ・教科書、制服、上履き、通学鞆等
  - ・通学定期券代
  - ・留学渡航費、学校等に入学・転入学・編入学するにあたって必要となる転居に伴う交通費

